

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

代表電話の自動音声案内の変更について

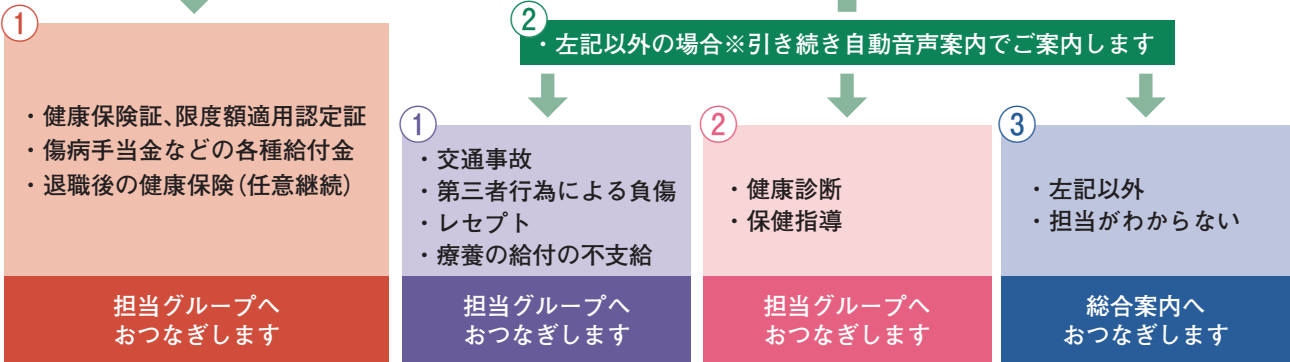
令和2年9月23日(水)から、広島支部で使用しております代表電話の自動音声案内が変更となりました。なお、電話番号(082-568-1011)に変更はありません。

☎ 082-568-1011 (代表)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで(土・日・祝日及び年末年始を除く)

自動音声のご案内

- ・音声案内に従って番号を押してください。
- ・音声案内の途中でも番号を押していただくことができます。



傷病手当金と老齢年金・障害年金の調整について

年金を受給している時、または受給できるようになった時、傷病手当金の支給額が減額もしくは不支給となる場合があります。その場合、傷病手当金の日額が年金の日額より大きい場合は、年金額との差額が傷病手当金として支給されます。

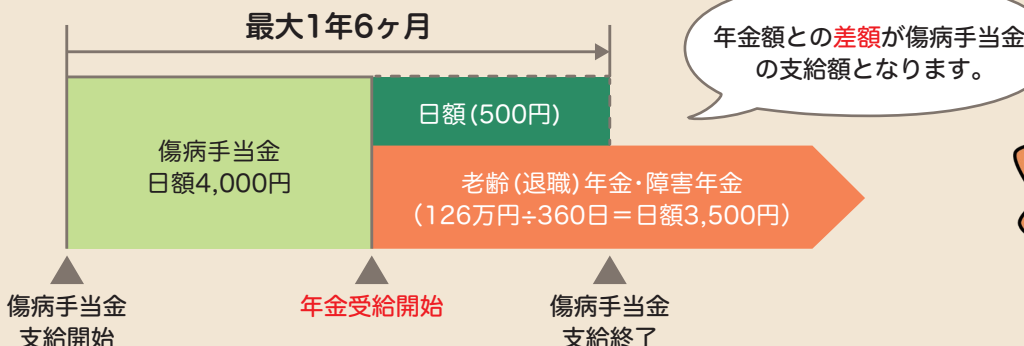
なお、年金額との調整がされずに受給した傷病手当金がある場合は、返納していただくこととなります。調整がかかる年金は以下の通りです。

傷病手当金と調整になる年金について

- ①退職後(資格喪失後)の老齢厚生年金・老齢基礎年金・退職共済年金(以下「老齢(退職)年金」と称す)。
- ②同一の傷病による厚生年金保険からの障害厚生年金や障害手当金(以下「障害年金」と称す)。

● 傷病手当金額 > 年金額の場合

(例) 傷病手当金日額4,000円、年金額126万円(日額3,500円)



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

交通事故や暴力行為により負傷し、健康保険を使用する場合

交通事故や暴力行為などの第三者の行為が原因でも、**業務上のケガや通勤途中のケガでなければ、健康保険証を使用して診療を受けることができます。**

健康保険証で診療を受けるときは、健康保険証を医療機関等の窓口で提示する際に、交通事故など「第三者の行為による負傷」であることを伝え、受診された後、すみやかに『**交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届**』を協会けんぽへ提出してください。(法律で届出が義務づけられています。)



ポイント

交通事故などの治療費は、過失割合に応じて相手方(加害者)が負担するのが原則です。しかしながら、相手方(加害者)の事情により治療を受けられないということが生じないように、健康保険証を使用することで、協会けんぽが治療費の一部を一時的に立て替え、相手方(加害者)へ損害賠償の請求を行う仕組みになっています。

広島県健康経営優良企業表彰制度について

協会けんぽ広島支部が実施する「ひろしま企業健康宣言」に認定された事業所の中から、健康経営に積極的に取り組む企業を表彰する広島県健康経営優良企業表彰制度が令和2年度から創設されました。なお、表彰時期につきましては、現在広島県で調整中です。

目的	県内企業に健康経営の考え方を広く浸透していくための機運を醸成し、実践企業の拡大を図ります。
事務局	広島県健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
表彰者	広島県知事
表彰基準	ひろしま企業健康宣言の認定を受け、健康経営に係る取組みを 積極的かつ継続的に実施している企業 のうち、 協会けんぽ広島支部長の推薦を受けた企業 の中から、事務局が運営する審査会において決定されます。

健康経営とは

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

従業員の健康増進を図ることが、従業員の活力向上や生産性の向上、組織の活性化をもたらし、その結果、会社の業績向上や企業価値向上にもつながります。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究所の登録商標です。

「ひろしま企業健康宣言」のエントリーについて

「ひろしま企業健康宣言」の認定を受けるには、「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーが必要となります。エントリー方法については、協会けんぽ広島支部のホームページをご覧ください。か、協会けんぽ広島支部の担当部署までご連絡ください。

お問合せ先 全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ TEL:082-568-1014



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで

ひろしま企業健康宣言認定について

「ひろしま企業健康宣言」のエントリー事業所みなさまに、令和元年度の健康づくりへの取組みを確認させていただき、認定基準を満たされた事業所様を認定しました。今回「ひろしま企業健康宣言」認定企業となったのは、677事業所です。認定事業所につきましてはホームページにて掲載予定です。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは
退職日当日まで。
退職後は速やかに保険証
を返却してください。



申請書の
郵送に
ご協力
ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

